

報道資料

平成30年7月13日
国家公務員倫理審査会

指定職以上の職員に係る贈与等報告書（平成29年度分）並びに本省審議官級以上の職員に係る株取引等報告書及び所得等報告書（平成29年分）の提出状況等について

1. 贈与等報告書について

平成29年度分の贈与等報告書は、四半期ごとに本省課長補佐級以上の職員から各省各庁の長等に対して提出され、そのうち、指定職以上の職員の提出した贈与等報告書については、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っています。

贈与等の報告制度の概要（国家公務員倫理法第6条）

- (1) 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等からの贈与等（1件5千円を超えるもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務があります。
- (2) 提出された報告書のうち、1件2万円を超えるものは、閲覧の対象となります。
- (3) 指定職以上の職員の報告書の写しは、国家公務員倫理審査会に送付されます。

(1) 提出数及びその内訳（別添参照）

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しの送付件数は、3,396件となっており、その内訳は、金銭、物品等の供与関係（以下「贈与関係」という。）が53件（1.6%）、飲食の提供等関係（以下「飲食等関係」という。）2,680件（78.9%）（うち立食パーティー2,266件）、報酬関係663件（19.5%）となっています。

これを前年度と比べると、総件数で133件の増（4.1%増）となっています。

その内訳は、贈与関係が22件の減（29.3%減）、飲食等関係が216件の増（8.8%増）、報酬関係が61件の減（8.4%減）となっています。

また、贈与等報告書を提出した指定職以上の職員は800名（対前年度76名増）でした。

(2) 提出数の多い府省等の状況

100件以上の報告書が提出されたのは、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の7省庁でした。

- ① 法務省は、前年度比60件増の487件で、その内訳は報酬関係（385件）の占める割合が大きく、そのほとんどが著述によるものでした。
- ② 外務省は、前年度比24件増の288件となっています。飲食等関係（252件）が大部分を占めており、その主な提供者はマスコミ、外国企業・団体及び民間企業でした。
- ③ 文部科学省は、前年度比1件増の201件となっています。飲食等関係（184件。うち立食パーティー162件）が大部分を占めており、その主な提供者は財団・社団法人等でした。
- ④ 厚生労働省は、前年度比14件増の187件となっています。飲食関係（104件。うち立食パーティー98件）と報酬関係（83件）の占める割合が大きく、飲食関係の主な提供者は財団・社団法人等であり、報酬関係の主な内訳は著述及び講演によるものでした。
- ⑤ 農林水産省は、前年度比29件増の252件となっています。飲食等関係（243件。うち立食パーティー229件）が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等でした。
- ⑥ 経済産業省は、前年度比16件増の290件となっています。飲食等関係（253件。うち立食パーティー211件）が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等でした。
- ⑦ 国土交通省は、前年度比24件減の811件となっています。飲食等関係（806件。うち立食パーティー765件）が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等でした。

(3) 審査の概要等

送付された報告書について審査を行った結果、不適切な贈与や高額過ぎる報酬等を受けたケースは見受けられませんでした。各内訳の概要は、次のとおりです。

- ① 贈与関係の主なものは、食料品・アルコール飲料17件、書籍12件、スポーツ・観劇等チケット6件、記念品5件、生花3件、金銭1件となっており、その主な贈与者は、外国政府・国際機関、財団・社団法人等及び民間企業でした。

また、2万円を超えるものが8件ありました。

- ② 飲食等関係の主な提供者は、財団・社団法人等2,103件、民間企業143件及びマスコミ129件となっています。

また、2万円を超えるものが128件ありました。

- ③ 報酬関係の主なものは、著述494件、講演140件及び編さん14件となっています。

また、2万円を超えるものが387件ありました。

2. 株取引等報告書及び所得等報告書について

平成29年分の両報告書は、平成30年3月1日から同月31日までの間に本省審議官級以上の職員から各省各庁の長等に対して提出され、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っています。両報告書の提出の状況及び審査の状況は、次のとおりです。

株取引等、所得等の報告制度の概要（国家公務員倫理法第7条、第8条）

(1) 株取引等報告書について

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行ったもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務があります。

(2) 所得等報告書について

本省審議官級以上の職員（前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であった者）は、所得金額及び贈与税の課税価格に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務があります。

(3) 両報告書の写しは、国家公務員倫理審査会に送付されます。

(1) 株取引等報告書の提出数等

各省各庁の長等から送付された報告書の写しの件数は、56件と前年より13件の増となっています。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な株式等の贈与や国民の疑惑や不信を招くような取引等は見受けられませんでした。

(2) 所得等報告書の提出数等

各省各庁の長等から送付された報告書の写しの件数は、1,340件と前年より10件の増となっています。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な贈与や報酬など国民の疑惑や不信を招くようなものは見受けられませんでした。

以 上

問 合 せ 先	国家公務員倫理審査会事務局 参事官 木谷 一郎 倫理審査官 矢部 多加一 電話(03)3581-5311(内線2820) (03)3581-5344(直通)
------------------	---

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数(平成29年度)

区分 府省等名	金銭、物品等の供与		飲食の提供等			報酬		合計	
	件数	うち2万円超	件数	うち2万円超	うち立食パーティー	件数	うち2万円超	件数	うち2万円超
会計検査院			31		31			31	
人事院						1	1	1	1
内閣官房			4		3	16	7	20	7
内閣法制局			6			10	10	16	10
内閣府	1	1	25	3	21	7	3	33	7
宮内庁			1	1				1	1
公正取引委員会	10		3		3	2	2	15	2
国家公安委員会			2		2	2	2	4	2
警察庁			29		29	15	9	44	9
個人情報保護委員会			1		1			1	
金融庁			89	6	85			89	6
復興庁	1		7		4			8	
総務省			4		2	27	17	31	17
消防庁						4	3	4	3
法務省	11	1	91	1	73	385	217	487	219
外務省	16	2	252	32	53	20	10	288	44
財務省			41		35	3		44	
国税庁			71		68	20	12	91	12
文部科学省	1		184	5	162	16	9	201	14
スポーツ庁	2	1	34	3	28	3	3	39	7
文化庁			27	2	20	3	3	30	5
厚生労働省			104	2	98	83	44	187	46
農林水産省	6		243	14	229	3	1	252	15
林野庁			99	9	88			99	9
水産庁			41	2	35			41	2
経済産業省	4	2	253	17	211	33	31	290	50
資源エネルギー庁			2		2			2	
特許庁			87		87			87	
中小企業庁			8	1	4			8	1
国土交通省			806	26	765	5	2	811	28
観光庁			43		43			43	
気象庁	1	1	11		11			12	1
運輸安全委員会			2		2			2	
海上保安庁			65	4	61			65	4
環境省			11		9	4		15	
原子力規制委員会			3		1	1	1	4	1
合計	53	8	2,680	128	2,266	663	387	3,396	523

(前年度との件数比較)

区分 年度	金銭、物品等の供与		飲食の提供等			報酬		合計	
	総数	うち2万円超	総数	うち2万円超	うち立食パーティー	総数	うち2万円超	総数	うち2万円超
平成28年度	75	8	2,464	71	2,084	724	426	3,263	505
前年度比(件数)	▲ 22	0	216	57	182	▲ 61	▲ 39	133	18

- (注) 1. 報酬とは、原稿料、講演料等である。
2. 提出された報告書がない府省等は省略した。